

福島県特定再生資源物の屋外保管の 適正化に関する条例について

～ 金属やプラスチックなど特定再生資源物の屋外保管を
規制する条例が令和7年1月1日から施行されました ～

令和7年7月8日

福島県産業廃棄物課



制定の経緯

現状と課題

- ・ 使用を終了し、収集された金属やプラスチックなどの再生資源物を屋外に保管する事業場（いわゆる金属スクラップヤード）が県内にも複数存在
- ・ 県の調査により一部の屋外保管事業場において、**騒音・振動、水質汚濁等の周辺環境への影響**が認められた
- ・ **再生資源物は廃棄物ではない**ことから、その不適正な保管方法について、廃棄物処理法など**既存の環境法令に基づいた行政指導には限界**がある

対応

金属やプラスチックなどの再生資源物の適正な屋外保管を促すため、
「福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を制定

<ポイント>

- ・ 再生資源物の保管方法について**保管基準**を定める
- ・ 敷地面積が**100㎡を超える屋外保管事業場の設置を県の許可制**とする

規制の対象

特定再生資源物

再生利用を目的として収集された再生資源物のうち、次のもの

- **金属** 又は **金属混合物**

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

- **プラスチック** 又は **プラスチック混合物**

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

木材、古紙、ガラス、コンクリートなどは、特定再生資源物ではありません

屋外保管事業場

特定再生資源物の屋外保管を行う事業場

対象者

業として特定再生資源物の取引を行うため、
屋外において特定再生資源物を保管する事業者

自らが排出した特定再生資源物を保管する場合や、最終製品の原料として購入したものを保管する場合は対象者になりません

※また、次のものは除きます

(1)国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合

(2)港湾法に規定する保管施設において屋外保管を行う場合

(3)屋外保管を適正に行うことができる者として、

施行規則で定めるものが屋外保管を行う場合

屋外保管を適正に行うことができる者として施行規則で定めるもの(1/2)

法令等	条項	許可、認定、委託、指定の内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法、廃棄物処理法)	第7条第1項の許可	一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る）
	第7条第6項の許可	一般廃棄物処分業者
	第9条の8第1項の認定	一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る）
	第9条の9第1項の認定	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者を含む）
	第14条第1項の許可	産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る）
	第14条第6項の許可	産業廃棄物処分業者
	第15条の4の2第1項の認定	産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る）
	第15条の4の3第1項の認定	産業廃棄物広域処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者を含む）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条第2号の指定	市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条第4号の指定	環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集運又は運搬することが確実であると環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条の3第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
	第2条の3第2号の指定	市町村が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者
	第2条の3第4号の指定	環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
	第9条第2号の指定	産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けた者
	第9条第4号指定	環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
	第10条の3第2号の指定	知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって知事の指定を受けた者
	第10条の3第4号の指定	環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者

屋外保管を適正に行うことができる者として施行規則で定めるもの(2/2)

法令等	条項	許可、認定、委託、指定の内容
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	第23条第1項の認定	・ 認定を受けた製造業者等 ・ 認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る）
	第32条第1項の指定	・ 指定法人 ・ 指定法人の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	第10条第3項の認定	・ 認定事業者 ・ 認定事業者の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管又は処分を行う者に限る）
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	第60条第1項の許可	解体業の許可を受けた者
	第67条第1項の許可	破砕業の許可を受けた者

<ポイント>

- ・ 上記の法令等の許可、認定、委託、指定を受けた者は、その許可等を受けた事業場内での屋外保管に限り、条例は適用されません
- ・ 上記の法令等の許可を受けた場所と異なる場所に屋外保管事業場を設置する場合は、条例の許可が必要となります
- ・ 屋外保管事業場内で特定再生資源物の破砕等を行う場合は、破砕等の処理に係る上記の法令等の許可等を有する者に限り、条例は適用されません
(例：積替保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた屋外保管事業場内で特定再生資源物の保管のみを行う場合は、条例の適用を受けませんが、破砕等を行う場合は条例が適用されます)

保管基準

特定再生資源物の屋外保管は**保管基準に適合する**必要があります

※この保管基準は、敷地面積100㎡を超える屋外保管事業場のみ適用されます

①保管場所

- ・ 外部から保管の状況が確認できる**囲いを設置**すること
- ・ 保管する特定再生資源物が表示された**掲示板を設置**すること

※以下の保管基準は、敷地面積にかかわらず**全ての屋外保管事業場に適用**されます

②汚水や油分の発生・流出等に対する措置

③振動や騒音の発生に対する措置

④火災発生・延焼防止に対する措置

⑤ねずみ・害虫の発生防止

屋外保管事業場の対象範囲

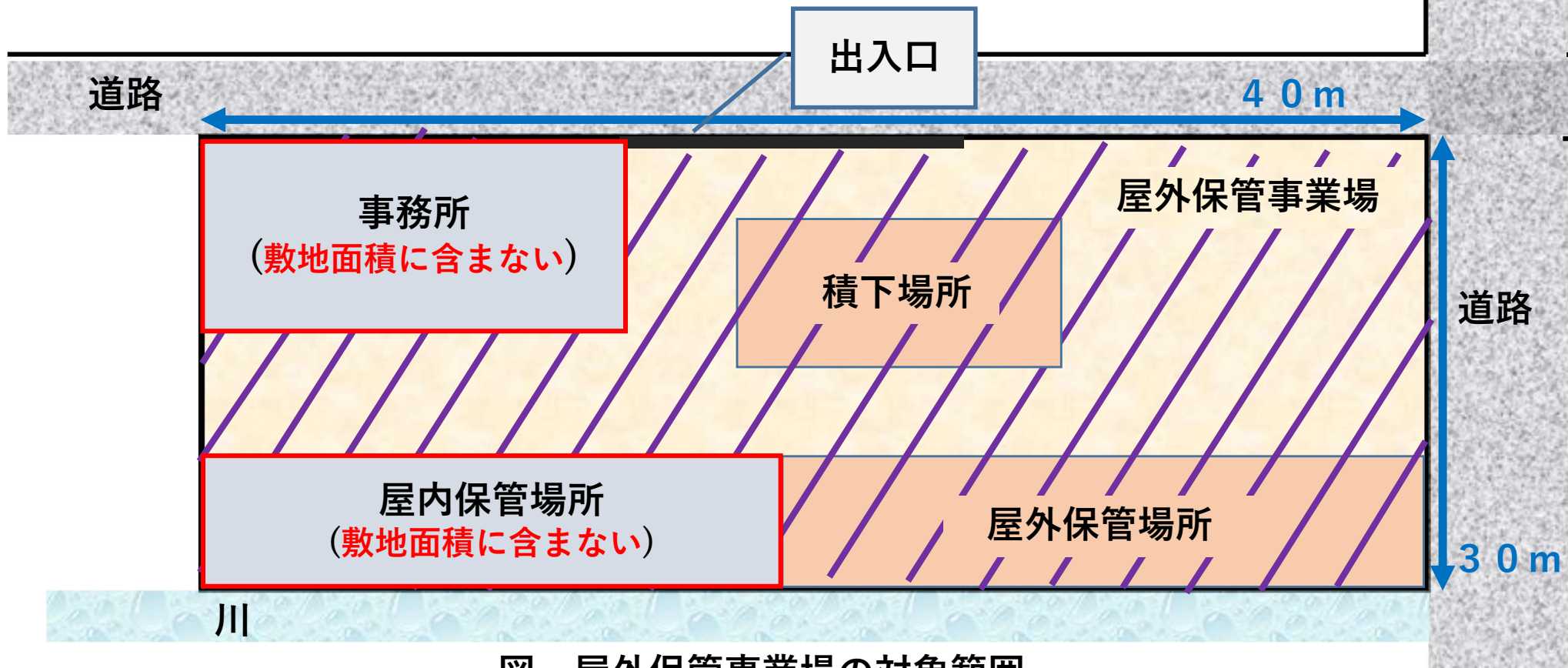


図 屋外保管事業場の対象範囲

<ポイント>

- ・ 屋外保管事業場の敷地面積は、特定再生資源物の
屋外保管の場所、保管に係る作業場所（屋外に限る）の合計



敷地面積

- ・ 事務所、屋内保管場所は敷地面積に含みません
(※屋内保管とは屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しないよう密閉されている状態のこと)

囲いの設置(①保管場所)

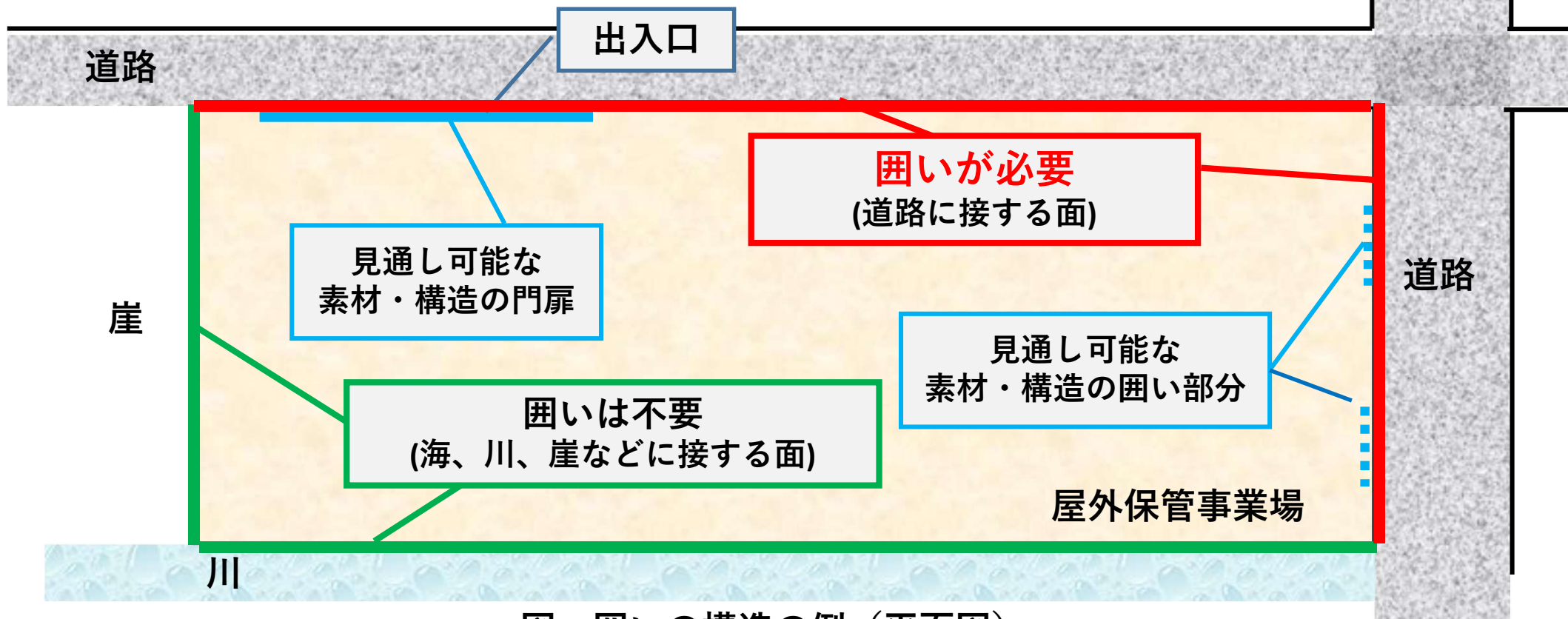


図 囲いの構造の例 (平面図)

<ポイント> ※この保管基準は、敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場のみ適用されます

- ・みだりに人が立ち入らないよう、原則全周囲に囲いを設けること
(※人が侵入しない海面、河川、崖等の地形と接する面の囲いは不要)
- ・人及び風圧等により容易に転倒、破壊されない素材・構造であること
- ・門扉は施錠できること
- ・道路に接する面の囲いの一部を見通しが良い素材、構造 (可視化部分)とすること

特定再生資源物の屋外保管事業場	
許可年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号	福島県〇〇地方振興局長 許可 第〇〇〇〇号
保管特定再生資源物	金属（H鋼）、金属混合物、 プラスチック（塩化ビニルパイプなど） プラスチック混合物（業務用機械、バッテリーなど）
最高保管高さ	〇メートル
管理者	株式会社〇〇 福島 太郎 電話 〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

<ポイント> ※この保管基準は、敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場のみ適用されます

- ・外部から見やすい場所に下記に掲げる事項を表示した、縦・横それぞれ60cm以上の掲示板を設置すること

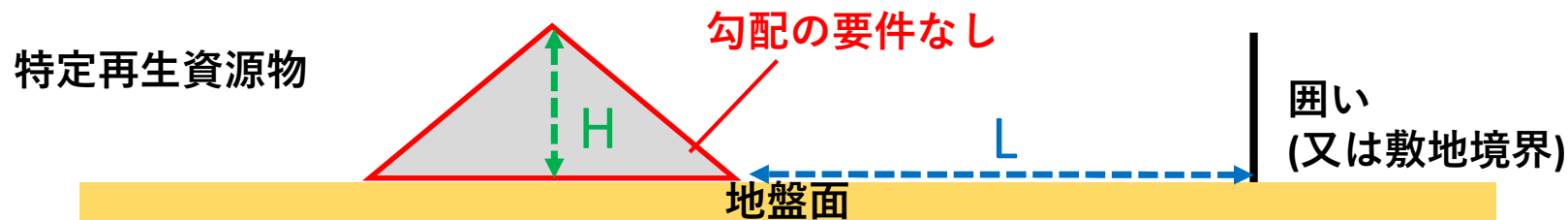
<掲示板に記載する事項>

- ア 許可の年月日及び許可番号
- イ 保管する特定再生資源物
- ウ 保管の高さ（※容器を用いずに保管する場合）
- エ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

保管の高さ(②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

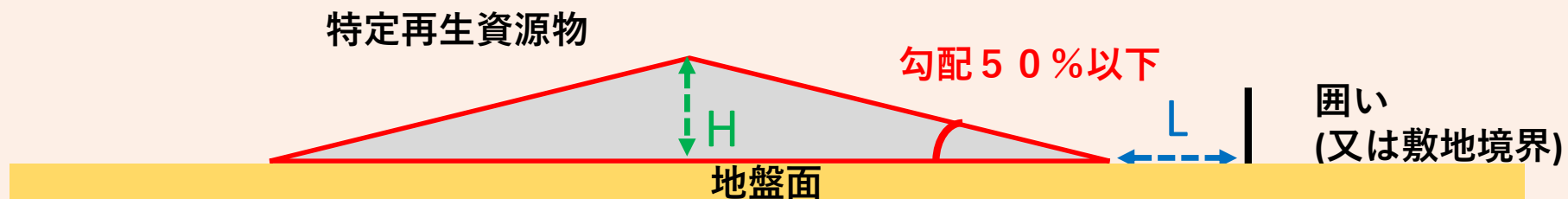
保管の高さ **Hは5 m以下**とし、次の要件を満たすこと

① 囲いに特定再生資源物の荷重がかからない場合



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**とすること
- 保管する特定再生資源物の勾配の要件なし

保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで十分な距離を確保できない場合



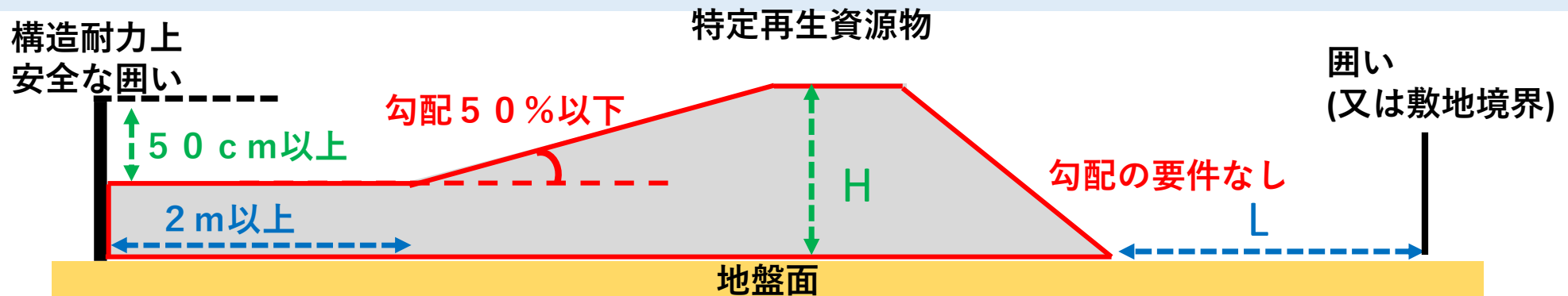
- 保管する特定再生資源物の勾配は**50%以下(角度約26.6°以下)**とすること
- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**

保管の高さ(②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

保管の高さ **Hは5 m以下**とし、次の要件を満たすこと

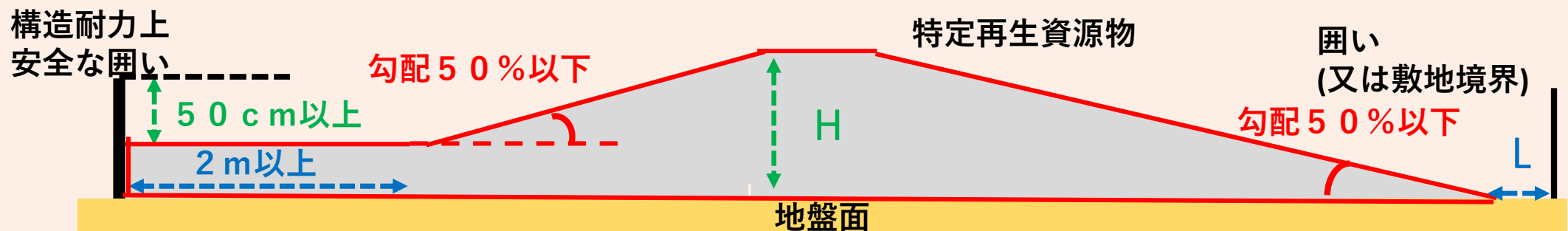
②囲いに特定再生資源物の荷重がかかる場合

- 荷重がかかる囲いから**2m以内**は**囲いの上端から50cm以上低く**すること
- 荷重がかかる囲いから**2mを超える**部分の**勾配は50%以下(角度約26.6°以下)**とすること



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**
- 保管する特定再生資源物の勾配の要件なし

保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで十分な距離を確保できない場合



- 保管する特定再生資源物の**勾配は50%以下(角度約26.6°以下)**とすること
- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**

油水分離装置及び排水溝 (②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

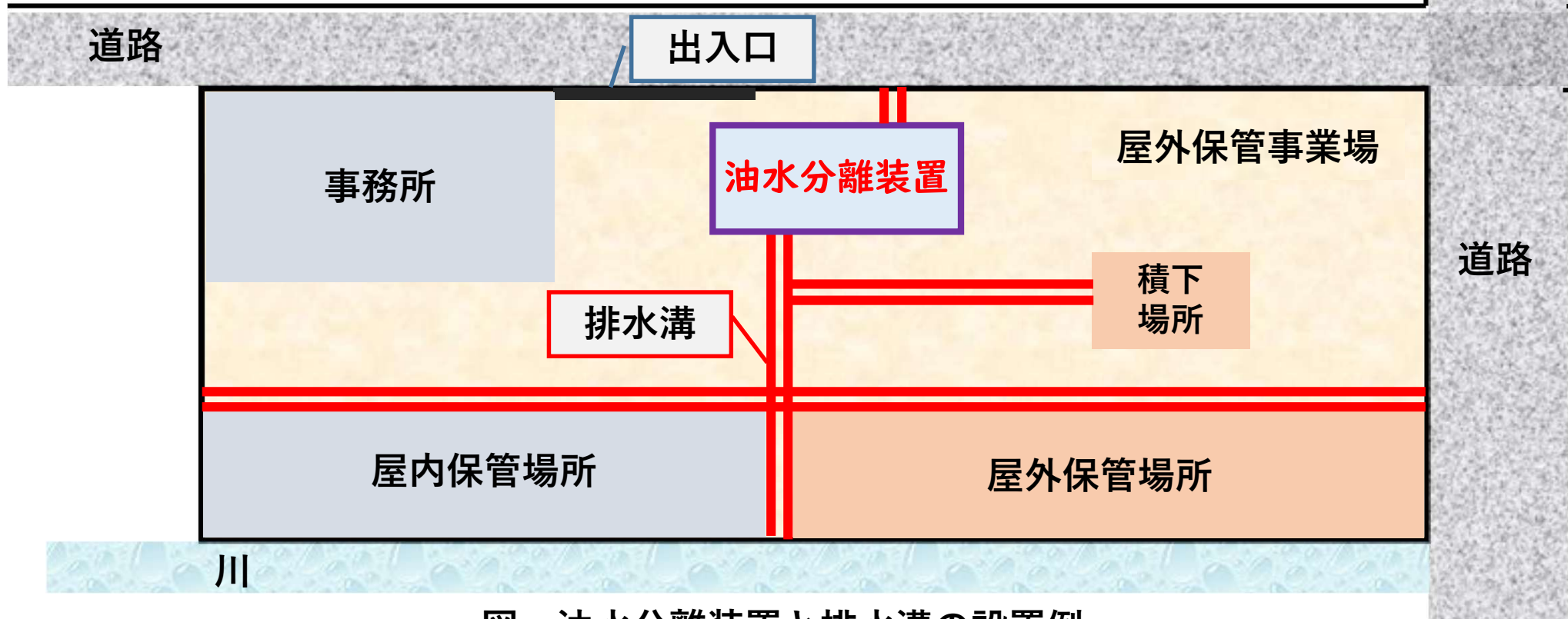


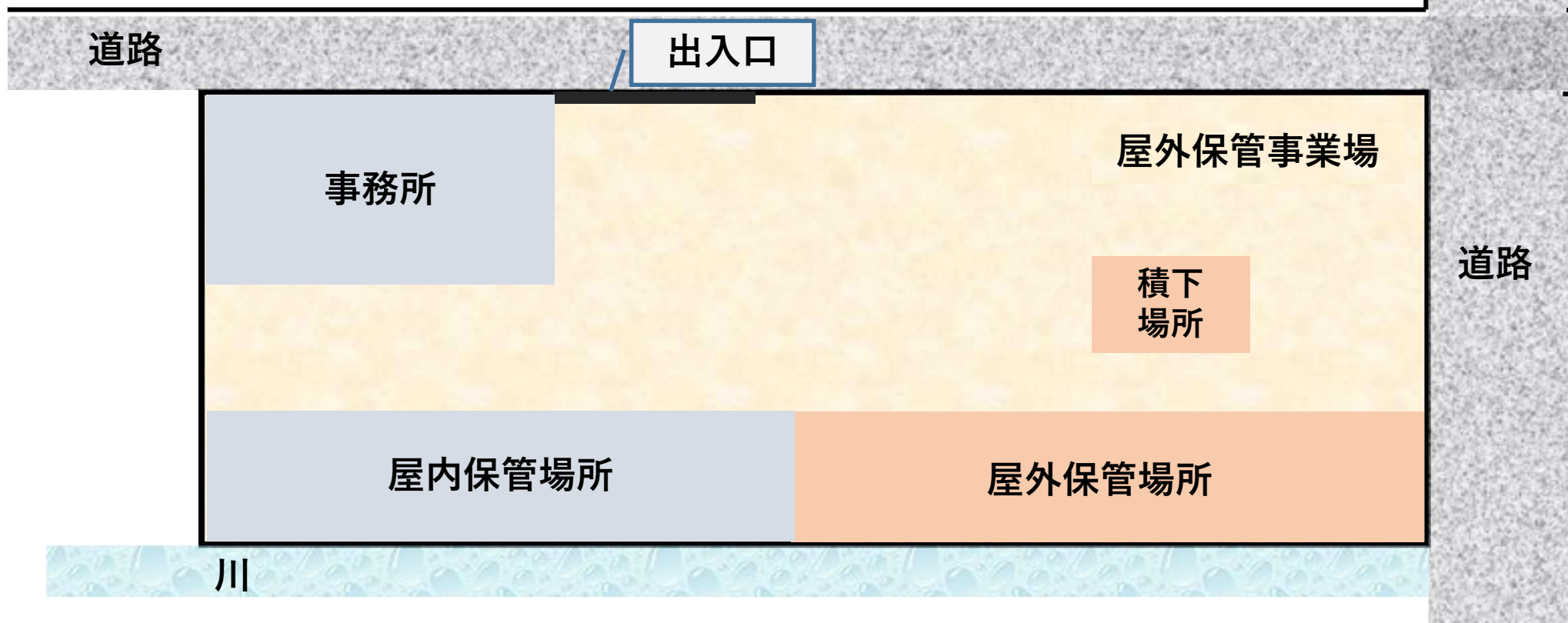
図 油水分離装置と排水溝の設置例

<ポイント>

汚水や油分が発生・流出する恐れがあるときは、地下浸透を防止するため

- ・ 底面をコンクリート等の不浸透性の素材で覆うこと
- ・ 油を含む汚水が自然に排水溝に集水される適切な傾斜を設けること
- ・ 排水溝と接続する適切な場所に油水分離装置を設置すること

振動・騒音等の抑止 (③振動や騒音の発生に対する措置)



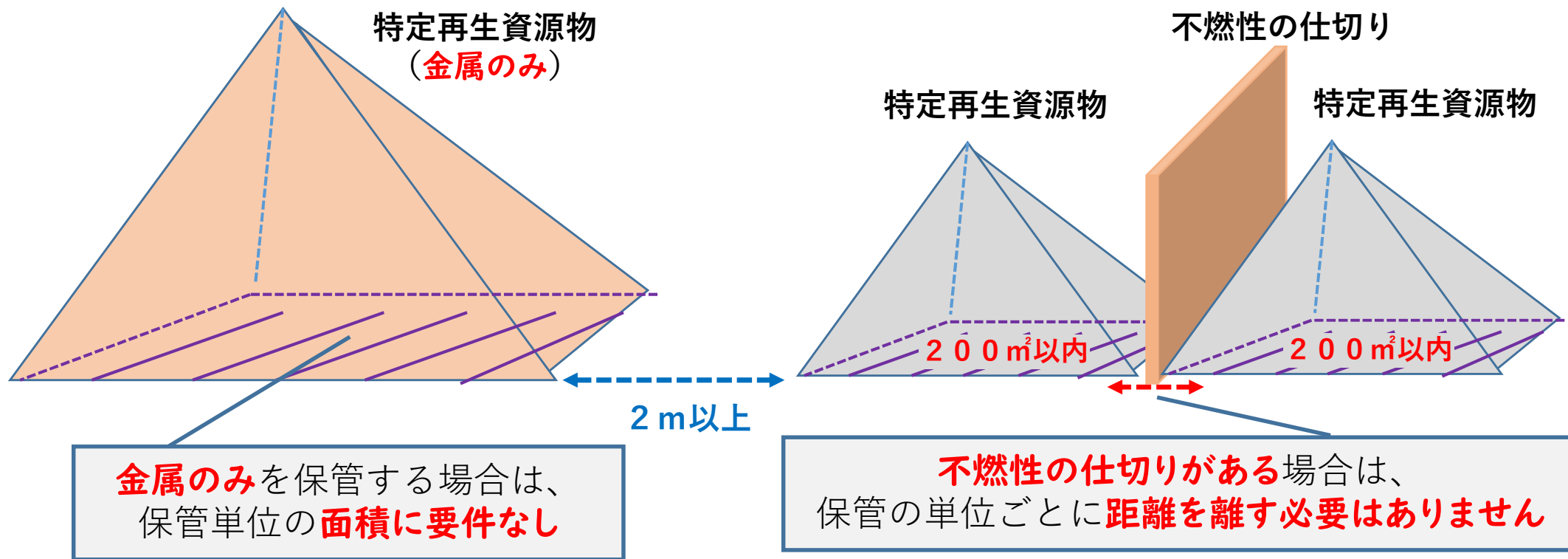
<ポイント>

屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じる必要があります。

例：下記法令等の基準に準じるよう、適切な防音設備等を設置する。

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例 など

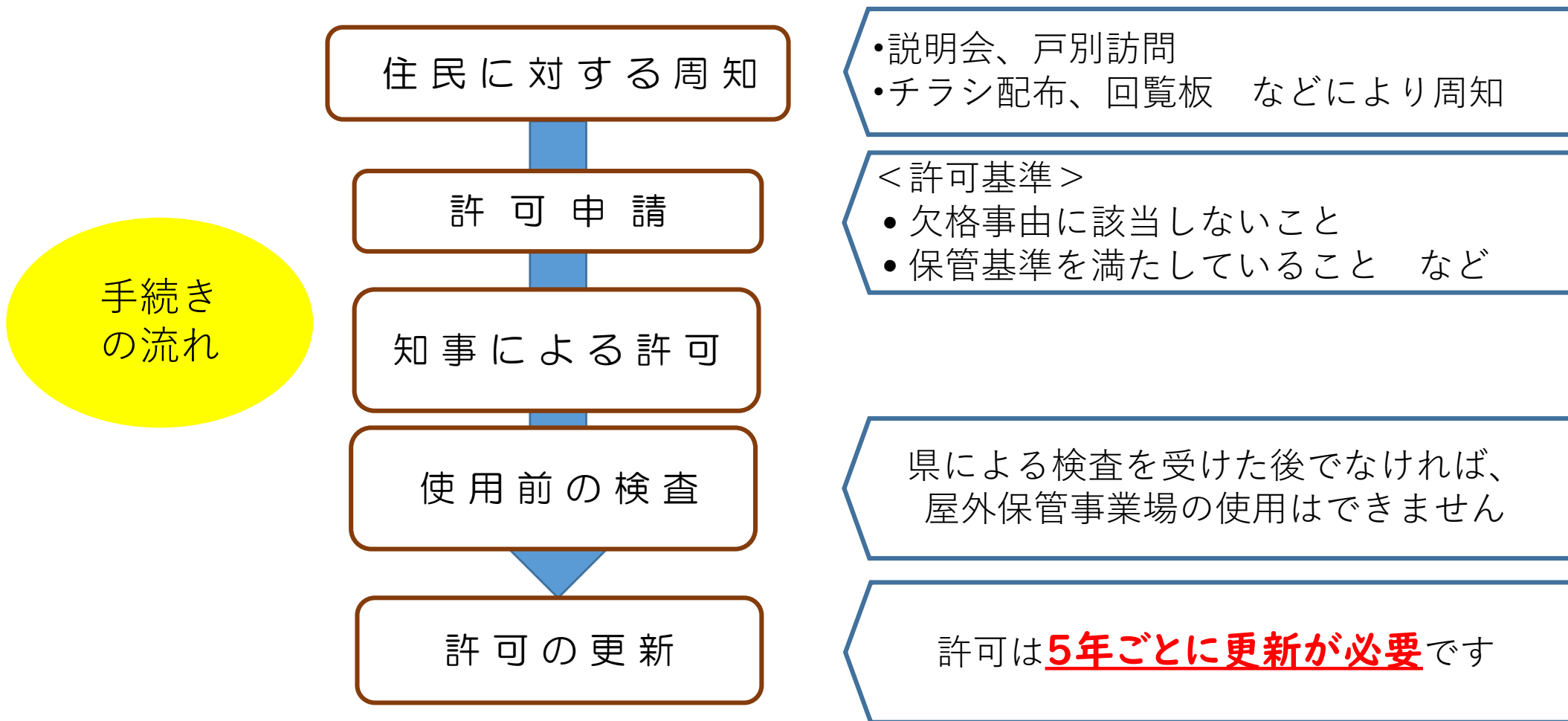
保管の単位(④火災・延焼の防止)



<ポイント>

- ・ 特定再生资源物の1つの保管の単位の面積を**200 m²以内**とすること
(※金属のみを保管する場合を除く)
- ・ 保管の単位の**間隔は2m以上**とすること
(※保管の単位の上に不燃性の仕切りが設置されている場合を除く)

許可制度(※新規で屋外保管事業場を設置する場合)



<ポイント>

- 敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場を新たに設置するには、県の許可を受ける必要があります
- 1つの法人（又は個人）が複数の屋外保管事業場を経営している場合であっても、屋外保管事業場ごとに許可を受けなければなりません

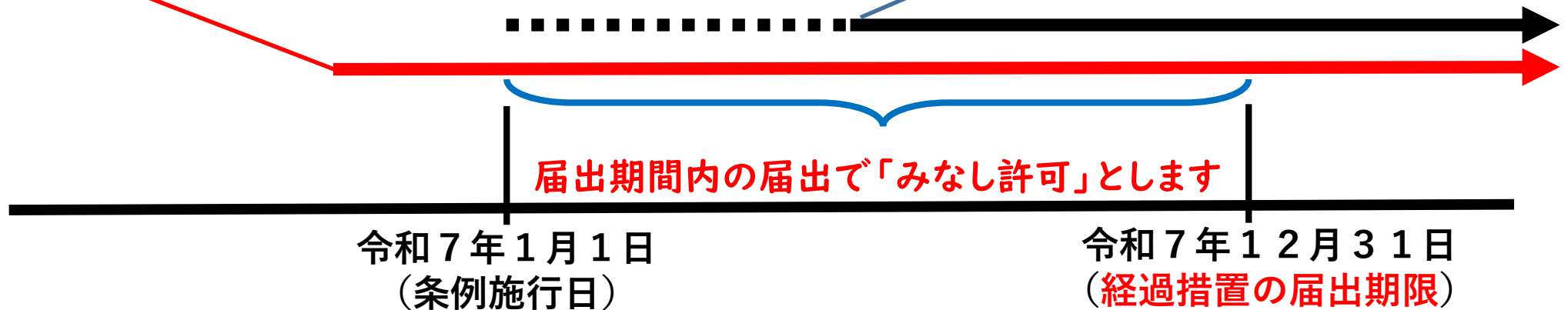
申請手数料について

申請内容	手数料
屋外保管事業場の設置の<u>新規</u>許可申請 (屋外保管事業場を新たに設置する際の手続き)	60,000円
屋外保管事業場の設置の<u>更新</u>許可申請 (屋外保管事業場の設置の許可(又はみなし許可)を受けた者が、5年ごとに更新を受ける際の手続き)	51,000円
屋外保管事業場の設置の<u>変更</u>許可申請 (許可を受けた屋外保管事業場の面積、保管量、保管の高さ、設置計画等の変更の際の手続き(下記の軽微変更届出を除く))	46,000円
屋外保管事業場の設置の<u>許可の譲受け、借受け</u>許可申請 (許可を受けた屋外保管事業場を他者から譲受ける又は借受ける際の手続き)	34,000円
屋外保管事業場の<u>設置者(法人)の合併又は分割</u>の認可申請 (許可を受けた屋外保管事業場設置者の合併又は分割の際の手続き)	34,000円
その他手続き ・ <u>経過措置にかかる届出(みなし許可)</u> ・軽微変更届出 ・相続届出	なし

経過措置

令和7年1月1日より前から屋外保管事業場を設置している場合は経過措置があります

令和7年1月1日以降に新たに屋外保管事業場を設置する場合は許可が必要です



<ポイント>

- 令和7年(2025年)1月1日(条例施行日)時点で、屋外保管事業場を既に設置している事業者の方は、届出期間内の届出により、令和7年(2025年)1月1日(条例施行日)に許可を受けたものとみなします (みなし許可)
(※設置とは実際に特定再生資源物の収集を行っている状態をいい、単に建物が立っている状態は設置となりません)

届出期間：令和7年12月31日まで

屋外保管事業場の運営

①記録の作成

- ・許可を受けた屋外保管事業場設置者は、特定再生資源物の屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から**5年間**保管する必要があります

搬入 した場合	・搬入した特定再生資源物の種類 ・搬入年月日及び搬入元ごとの名称、排出場所、搬入量
搬出 した場合	・搬出した特定再生資源物の種類 ・搬出年月日及び搬出先ごとの搬出量

②現場責任者

- ・**屋外保管事業場ごとに現場責任者を配置**する必要があります
(現場責任者が不在の場合は、特定再生資源物の搬出入や積み下ろし、保管等の作業はできません)

③立入検査

- ・保管状況の確認のため、県による**定期的な立入検査**を行います
- ・立入検査では①で作成した記録を確認しますので作成漏れ等にご注意ください

④事故時の措置

- ・**火災その他の事故が発生した**ときは、応急の措置を講じるとともに、速やかに、**事故の状況及び措置の概要を県に届出**しなければなりません

罰則規定

違反事項	罰則
・許可を受けずに屋外保管事業場を設置した ・許可を受けずに屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物の種類、保管量、保管の高さを変更した（減少を除く） ・不正の手段により、設置許可（更新・変更含む）、譲受けの許可を受けた ・保管基準に適合しない屋外保管事業場に対する措置命令、又は停止命令に従わなかった	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
・許可を受けた後、県の検査を受けずに屋外保管事業場を使用した ・火災その他事故が発生した際に県の措置命令に従わなかった	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
・軽微な変更又は相続の届出をしなかった ・県が求める報告をしなかった、又は虚偽の報告をした ・立入検査の拒否、妨害、忌避 ・検査における質問の回答拒否、虚偽回答	30万円以下の罰金

<ポイント>

条例に反する上記の違反行為を行うと、
最大で**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科されます

申請・届出先

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16（北庁舎4階） 電話：024-521-2722
郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 電話：024-935-1502
白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町269 電話：0248-23-1420
会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 電話：0242-29-3908
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津町田島字根小屋4277-1 電話：0241-62-2061
相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 電話：0244-26-1237
いわき市	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本15 電話：0246-24-6203

※ 開庁時間 8：30～17：15（土日祝日、年末年始（12／29～1／3）除く）